

(別添 1)

総行住第 78 号
平成 27 年 7 月 27 日

各都道府県
社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者
に対する通知カードの送付に係る事務処理要領について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）が平成 27 年 10 月 5 日に施行されることとなったことに伴い、別添のとおり「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理要領」を定めましたので通知します。番号利用法の施行後、新たに個人番号を指定した場合で、指定した者が、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者であるときは、本事務処理要領によって当該者の居所を登録させてください。

なお、番号利用法の施行日（平成 27 年 10 月 5 日）において現に住民基本台帳に記録されている者で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者については、当該者の居所を平成 27 年 8 月 24 日から平成 27 年 9 月 25 日までの間に登録させてください。

貴職におかれては、域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、庁内の関係部局との密接な連携の上、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者の居所の把握に努めるよう助言してください。

また、都道府県及び市町村において、住民に対して居所情報の登録のための事務手続に係る積極的な周知・広報を行っていただくようお願いいたします。

担当：総務省自治行政局住民制度課
青野、細川
03-5253-5517（直通）
03-5253-5592（FAX）
h.aono@soumu.go.jp（メール）

やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者
に対する通知カードの送付に係る事務処理要領

第1 総説

1 運用の方針

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第7条第1項により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、住民基本台帳に記録されている者に新たに個人番号を指定した場合は、当該者に対して通知カードを送付しなければならない。また、その送付に当たっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の趣旨により、住民票に記載されている住所の所在地に送付することが原則となる。一方で、市町村長は、東日本大震災により被災した者やDV等被害者等やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対しても、個人番号を通知する義務を負っていることから、当該者に対して、通知カードを送付するための必要な措置を講じなければならない。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 住民 住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (2) 住所 住民基本台帳に記録されている住所をいう。
- (3) 住所地 住所の所在地をいう。
- (4) 住所地市町村 住所が属する市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいう。
- (5) 住所地市町村長 住所地市町村の市町村長をいう。
- (6) 居所 住民が現に居住している住所地以外の地をいう。
- (7) 居所情報 第2-4-(1)により申告させる事項をいう。
- (8) DV等被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがある者、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがある者、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、若しくは監護等を受けることに支障が生じるおそれがある者又はこれらに準ずる行為の被害者をいう。
- (9) 登録対象者 第2-2-(1)から(4)までに掲げる者をいう。
- (10) 任意代理人 本人の委任による代理人をいう。
- (11) J-LIS 地方公共団体情報システム機構をいう。

第2 居所情報の登録

1 居所情報の登録手続

やむを得ない理由により居所において通知カードの送付を受ける者に係る居所情報の登録手続については、登録対象者が居所情報の登録申請を住所地市町村に対して行い、住所地市町村が当該居所情報を通知カードの送付先情報としてJ-LISへ登録することにより行うものとする。

また、居所情報の登録申請は、個人を単位として行わせることとし、同一の世帯に属する他の者等をまとめて申請させることはできない。

2 登録対象者

登録対象者は、住民のうち次に掲げるとおりとする。

- (1) 東日本大震災により被災し、やむを得ない理由により、居所へ避難していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- (2) DV等被害者であり、やむを得ない理由により、居所へ移動していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- (3) 番号利用法の施行日以降、長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- (4) (1) から (3) までに掲げる者以外の者で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者

3 居所情報の登録申請を行うことができる者

居所情報の登録申請を行うことができる者は、登録対象者並びにその法定代理人及び任意代理人とする。

なお、登録対象者が15歳未満の者又は成年被後見人である場合、当該者に申請を行わせることは適当ではなく、法定代理人に申請を行わせることとする。

また、2-(2)に該当する登録対象者のうち、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがある者については、児童相談所長又は被害者の監護に当たる児童福祉施設の長、里親若しくはファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）を行う者を当該登録対象者の代理人として取り扱うことができるものとする。この場合において、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親又はファミリーホーム事業を行う者（これらの職員を含む。）に対し、4-(2)-ウの書類に代えて、当該登録対象者の監護等をしている事実を確認するに足る書類を居所情報の登録申請の際に提出又は提示をさせることとする。

4 居所情報の登録申請の方法

居所情報の登録申請を受けるに当たっては、(1)に掲げる事項を記載した居所情報登録申請書及び(2)に掲げる書類を住所地市町村に対面又は郵送により提出させることにより行うこととする。

対面により居所情報の登録申請を受ける場合、(2)に掲げる書類の提出に代えて、当該書類

の提示をさせることができる。当該書類の提示を受けた場合は、当該書類の写しを保存することとする。

なりすましによる申請等不正な申請を防止するため、登録対象者に電話等により質問等を行って心証を形成する等慎重に取り扱うことが適当である。

なお、郵送により居所情報の登録申請をする場合、居所情報登録申請書等の送付のあて先を「通知カード担当課」とさせることとする。

(1) 居所情報登録申請書に記載させる事項

居所情報登録申請書に記載させる事項は、次のとおりとする。

ア 申請年月日

イ 住所地市町村長

ウ 氏名（ふりがなを含む。）

エ 出生の年月日

オ 住所

カ 居所

キ 連絡先

ク 居所情報の登録申請を行う理由

ケ 東日本大震災への対応に活用することを目的とした、避難元市町村、避難元都道府県、避難先市町村、避難先都道府県等の関係行政機関における居所情報の共有に係る同意の有無

コ 代理人が申請を行う場合にあつては、法定代理人・任意代理人の別、代理人の氏名（ふりがなを含む。）、住所及び連絡先

居所情報登録申請書の様式は、別記様式のとおりとする。また、居所情報登録申請書には、登録対象者又はその代理人の署名又は記名押印を求めることとする。なお、申請させる事項がすべて記載等されている申請書等であれば、別記様式によらないものであつても申請を受け付けて差し支えない。

(2) 居所情報の登録申請を受ける際に提出又は提示をさせる書類

居所情報の登録申請を受ける際に、居所情報登録申請書の提出に併せて、次に掲げる書類の提出又は提示をさせることとする。なお、当該書類の原本の提出が困難であると認められる場合は、当該書類の写しの提出をさせることとして差し支えない。

ア 登録対象者の本人確認書類

Aに掲げる書類、又はAに掲げる書類の提出等が困難である場合には、Bに掲げる書類

A 住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書又は仮滞在許可書のうち住所地市町村長が適当と認めるもの1点

B 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、住所地市町村長が適当と認めるもの（個人識別事項（氏名及び出生の年月日又は住所をいう。以下同じ。）の記載があるものに限る。）2点

なお、住所地市町村長が適当と認める書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険又は介護保険の被保険者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等が考えられる。また、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証、学校が発行する在学証明書が考えられる。

本人確認の実施に当たっては、券面の特徴等を住所地市町村において的確に把握できるものについては、当該書類が偽変造されたものでないことを目視等により厳格に確認すること。また、それ以外の書類については、氏名等を修正した跡がある等当該書類に明らかに偽変造が疑われる点がないかを目視等により確認する。

イ 居所に居住していることを証する書類

賃貸借契約書、権利書、医療機関・施設等が発行する入院・入所を証明する書類（入所契約書等）、公共料金の領収書その他居所に居住していることを確認するために住所地市町村長が適当と認める書類

なお、居所情報の登録申請を法定代理人が行う場合で、本人と法定代理人が同一の住居に居住しているときには、法定代理人が居所に居住していることを証する書類をもって、本人が居所に居住していることを証する書類として取り扱って差し支えない。

ウ 代理人の代理権を証明する書類（代理人が申請する場合）

A 代理人が法定代理人である場合には、戸籍謄本その他その資格を証明する書類

なお、本籍地が管内であり、住所地市町村長が法定代理人であることを確認できる場合は、住所地市町村長の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提出又は提示を省略することとして差し支えない。

B 代理人が任意代理人の場合には、本人の委任の事実を確認するに足る書類

エ 代理人の本人確認書類（代理人が申請する場合）

代理人の本人確認書類については、アに準じて取り扱う。

5 居所情報の登録申請の受付

(1) 居所情報登録申請書の受領

居所情報登録申請書を受領したら、当該申請書に受領日及び受領者を記入すること。なお、居所情報登録申請書等の送付あて先を「通知カード担当課」とするため、当該申請書が担当課等へ確実に届くように体制を構築する必要がある。

(2) 居所情報の登録申請の確認

居所情報の登録申請の受付にあたっては、次の事項について確認しなければならない。確認の結果、適当と認めることができない申請については、受け付けてはならない。なお、申請を受け付けなかった場合、申請をした者に当該申請を受け付けることができない旨

を連絡することとする。

ア 形式的確認事項

居所情報登録申請書に記載すべき事項が記載されているかどうか、居所情報登録申請書に添付すべき書類が添付されているかどうか、4-(2)の書類の記載と居所情報登録申請書の記載に相違する点がないかどうか、居所情報登録申請書に記載された氏名、生年月日及び住所と住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日及び住所に相違する点がないかどうかについて確認しなければならない。

イ 実質的確認事項

(ア) 居所情報登録申請書の記載の内容その他の事情を総合的に判断し、申請した事項が事実と反する疑いがあるなど申請した内容が適当と認めることができない疑いがあるときは、登録対象者等へ連絡をとり、申請内容を確認する。なお、申請内容の確認を行うに当たっては、職員が居所として申請された地に出向いて行うほか、居所情報登録申請書に記載された連絡先等に電話連絡を行う方法により行うことが適当である。また居所の所在する市町村に協力を要請し、当該市町村の任意の協力により申請内容の確認を行うことなども考えられる。

特に、居所情報登録申請書に記載された居所情報の登録申請を行う理由が、事実と反する疑いがあるときは、住所地市町村長の判断により、居所情報の登録申請を行う理由を証する書類の提出又は提示を求め、真正性の確認を行うことができる。

(イ) 代理人から居所情報登録申請書を受領した場合にあっては、文面や署名の字体等から判断して登録対象者からの委任の事実を特に確認する必要がある場合等においては、住所地市町村長の判断により、申請を受け付けた上で登録対象者に対して申請を受け付けた旨の連絡を行うことが考えられる。

(ウ) 確認の結果、申請書の内容に不備がある場合において、それが補正することができるものであるときは、補正を求めた上で、受け付けるのが適当である。なお、補正を行うに当たっては、居所情報登録申請書に記載された連絡先に電話連絡し、口頭により補正内容を聞き取り、職員が居所情報登録申請書の補正を行うこととして差し支えない。

(3) 送付先情報の登録

ア J-LIS への送付先情報の登録

確認の結果、居所情報の登録申請を受け付けたときは、当該居所情報を通知カードの送付先情報として J-LIS に登録することとする。

イ J-LIS への送付先情報の登録における例外的取扱い

住所地市町村長が送付先情報を登録するに当たって、DV等被害者など特に居所情報の保護を厳密に行うべきと判断する場合などは、アに関わらず、通知カードの送付先及びあて名を住所地市町村の所在地及び住所地市町村長とし、住所地市町村の所在地に到達した通知カードを登録対象者あてに送付し、又は登録対象者若しくはその代理人に来庁させ、若しくは職員が登録対象者の居所に出向き、本人確認の上、交付する取扱いとして差し支えない。

(ア) 住所地市町村長からの通知カードの送付

住所地市町村長からの登録対象者への通知カードの送付に当たっては、登録対象者への

到達の確実性を高める観点から、転送不要の簡易書留郵便により送付することとする。

(イ) 通知カード交付時の本人確認

登録対象者若しくはその代理人に来庁させ、又は職員が居所に出向き、本人に対し通知カードを交付する場合の本人確認については、本人又は代理人に対し、返戻された通知カードを市町村の事務所への出頭を求めて交付する場合の本人確認に準じて取り扱うこととする。

第3 居所情報の適切な管理

やむを得ない理由により居所に通知カードを送付する際の送付先情報は、特に秘匿性の高い個人情報であることから、情報漏えい等が起きないように徹底した措置を講じなければならない。特にDV等被害者の居所情報については、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底について」（平成26年6月25日付け総行住第60号通知）及び「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底について」（平成26年9月10日付け総行住第93号通知）等を参考に、居所情報の登録申請の受付、確認、関係書類の管理等の一連の事務手続を総括的に担う責任者を定め、居所情報が加害者等へ漏えいすることがないように、複層的な確認体制を構築することとする。

第4 その他

1 やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者の情報を住所地市町村があらかじめ把握している場合の取扱い

やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者の情報をあらかじめ住所地市町村が把握している場合、第2に基づく居所情報の登録によらず、登録対象者の同意を得た上で、あらかじめ把握している当該情報を基に送付先情報を登録しても差し支えない。

なお、この場合、登録対象者に確認する等の手段により、通知カード送付時における最新の居所情報を確実に把握するよう適切な措置を講ずるものとする。

2 住所地市町村長が登録対象者の送付先情報を J-LIS に登録する前に居所を異動した場合の取扱い

登録対象者が、住所地市町村長が居所情報の登録申請を行った者の送付先情報を J-LIS に登録する前に居所を異動した場合は、第2に準じて改めて居所情報の登録申請を行わせる取扱いとし、複数の居所情報登録申請書が提出された場合には、適宜登録対象者に電話等で確認を行い、真正な居所情報を把握しなければならない。

3 居所情報の利用

居所情報登録申請書に東日本大震災への対応に活用することを目的とした、避難元の市町村

や都道府県、避難先の市町村や都道府県等の関係行政機関における居所情報の共有に係る同意の旨が記載されている場合、各市町村等が定める個人情報保護条例等の規定に基づき、東日本大震災への対応に必要な限度で居所情報を当該関係行政機関において共有することができるものとする。

4 登録対象者から個人番号の変更請求又は通知カードの再交付請求を受けた場合における居所情報の登録

住所地市町村長は、登録対象者から個人番号指定請求書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 3 条第 1 項に規定する個人番号指定請求書をいう。）又は通知カードの再交付申請書（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 11 条第 1 項に規定する再交付申請書をいう。）の提出を受けた場合で、当該者がやむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができないときは、第 2 に準じて居所情報の登録申請を行わせることとする。

5 居所情報の登録手続に係る周知・広報

居所情報の登録手続は、住民が自発的に居所情報を住所地市町村に申請することになるため、市町村は、登録対象者が居所情報の登録手続を行わなければならないことを認識するよう、市町村の窓口、ホームページ等を利用し、居所情報の登録手続に係る周知・広報を行うこととする。その際別記様式を、市町村の窓口に掲げ、又はホームページに掲載すること等により、登録対象者が別記様式を容易に取得することができるよう努めなければならない。特に、登録対象者が市町村の窓口、ホームページ等から別記様式を取得することが困難な場合で、当該者が別記様式を居所へ送付することを希望したときは、市町村が別記様式を登録対象者へ送付することが望ましい。

また、市町村は、居所情報の登録手続に係る周知・広報と併せて、生活の本拠が住所地から居所に異動している場合には、当該居所を住所として住民基本台帳法上の届出を行うよう周知・広報を行うこととする。あわせて、DV等被害者である住民に対して、DV等被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置を転入した市町村に申し出ることができ、当該支援措置の対象者となった場合には、加害者から住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の請求があっても、当該請求を拒否する措置が講じられる旨を説明することとする。

6 番号利用法施行日における取扱い

番号利用法附則第 3 条の規定により、番号利用法の施行日（平成 27 年 10 月 5 日）に住民基本台帳に記録されている者に対して通知カードを送付する場合で、当該者が登録対象者に該当するときは、第 2 に準じて居所情報の登録申請を行わせることとする。また、居所情報の登録申請を行える期間は、平成 27 年 8 月 24 日から平成 27 年 9 月 25 日までとする。